

第三者行為災害に係る労災請求時のチェックリスト

あなたが業務中又は通勤中に被った災害が「第三者行為災害」に該当する場合、労災保険の請求を行う際に、請求書以外に提出いただく書類や、注意いただく事項が複数あります。このチェックリストは、第三者行為災害における労災請求手続に際して、提出書類について漏れなく提出しているか、また、注意を要する事項についてあらかじめ十分に理解しているか等をチェックするためにご活用ください。

※ このチェックリストはご提出いただく必要はありません。

ご不明点については、第三者行為災害のしおりの該当ページ（下記の「しおり掲載ページ」参照）をご覧ください。また、労災請求手続を行う労働基準監督署までお問い合わせください。

1. 第三者行為災害とは

チェック項目	しおり掲載ページ	チェック
どのような災害が「第三者行為災害」に該当するか理解した。	P.3~6	

2. 関係書類の提出

第三者行為災害に該当する場合、請求人であるあなたの状況に応じて、労災保険の請求書以外に以下の書類を各 1 部ずつ労働基準監督署に提出する必要がありますので、提出状況をチェックしてください。

提出書類名	提出が必要な状況	しおり掲載ページ	チェック
①第三者行為災害届	必須	説明：P6 記入例：P12~15	
②念書（兼同意書）	必須	説明：P7 記入例：P18	
③「交通事故証明書」 又は「交通事故発生届」	交通事故の場合	説明：P7 記入例：P19	
④示談書の謄本(写し可)	示談が行われた場合	P.7	
⑤自賠償保険等の損害賠償金等支払証明書又は保険金支払通知書(写し可)	交通事故かつ加害者側が保険加入していて、被災者が保険会社から仮渡金又は賠償金を受けている場合	P.7	
⑥死体検案書又は死亡診断書(写し可)	被災者が死亡している場合	P.7	
⑦戸籍謄本(写し可)	被災者が死亡している場合	P.7	

※ 第三者行為災害に該当するかどうかは、政府が判断しますので、該当可否が不明な場合は、労災請求前に労働基準監督署にご相談ください。

※ 表中の①、②および③のうち「交通事故発生届」については、労働局または労働基準監督署で受け取るか、下記 URL の厚生労働省ホームページからもダウンロードできます。

【http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousai_hoken06/index.html】又は「労災保険給付関係請求書等ダウンロード」で検索

QR コードはこちら ⇒



3 民事損害賠償と労災保険との調整方法に関して

チェック項目	しおり 掲載ページ	チェック
①「求償」について理解した。	P.8	
②「控除」について理解した。	P.9	

※ 特別支給金は労災保険給付ではないため、求償及び控除の対象にはなりません。

よって、第三者から十分な損害賠償を受けていて、控除により労災保険給付が行われない可能性が高い場合でも、少なくとも特別支給金の請求は可能ですので、請求漏れのないようご注意ください。

4 自賠責保険等に対する請求権を有する場合の注意点

自動車事故で、自賠責保険等（自賠責保険及び自賠責共済）のみが適用される（自動車保険からの支払は行われない）事案については、労災保険給付の取扱いが通常と異なるため、注意する必要があります。以下のチェック項目の事項をあらかじめご承知ください。

チェック項目	しおり 掲載ページ	チェック
①請求人は、労災保険給付と自賠責保険等の保険金支払いのどちらから先に支払を受けるかを選択する必要があることについて理解した。	P.10	
②自賠責保険等からの保険金を先に受けた場合（「自賠先行」）には、自賠責保険等から支払われた保険金のうち、同一の事由によるものについては労災保険給付から控除されること、同様に、労災保険給付を先に受けた場合（「労災先行」）には、同一の事由について自賠責保険等からの支払いを受けられないことについて理解した。	P.10	
③自賠先行の場合、労災保険と同一の事由によるものについては、自賠責保険等からの支払が完了するまでの間は、労災保険の給付が行われないことについて理解した。	P.10	
④自賠先行から労災先行への取扱い変更を希望する場合には、必ず労働基準監督署及び自賠責保険等取扱会社の担当者に対して、その旨の連絡を行う必要があることについて理解した。	P.10	

5 示談を行う場合の留意点について

示談とは、当事者同士が損害賠償額について双方の合意に基づいて早期に解決するため、話し合いにより互いに譲歩し、互いに納得し得る損害賠償額に折り合うために行われるものです。示談の内容は、労災保険給付の可否にも影響する可能性があるため、以下のチェック項目の事項をあらかじめご承知ください。

チェック項目	しおり 掲載ページ	チェック
①請求人は、示談を行う前に必ず労働局又は労働基準監督署に連絡するとともに、示談を行ったときは、速やかに労働局または労働基準監督署に示談書の写しを提出する必要があることについて理解した。	P.11	
②示談の内容によっては、労災保険の給付が受けられない場合や、給付済みの労災保険給付について回収が行われる可能性があることについて理解した。	P.11	